

# 労働者派遣法に基づく情報提供

労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律第 23 条第 5 項の規定に従い、下記事業所における労働者派遣事業にかかる情報をお知らせいたします。

事業所名称 株式会社ビープラス

事業所所在地 佐賀県佐賀市城内1丁目6番10号 5F

## ◆労働者派遣の実績とマージン率等

派遣労働者数	令和5年 3 月 31 日現在	36 人
派遣先事業所数	令和 4 年度 (令和 4 年 4 月 1 日～令和 5 年 3 月 31 日)	14事業所
労働者派遣に関する料金の平均額 (1日 8 時間あたり)	令和 4 年度 (令和 4 年 4 月 1 日～令和 5 年 3 月 31 日)	14,403 円
派遣労働者の賃金の平均額 (1日 8 時間あたり)	令和 4 年度 (令和 4 年 4 月 1 日～令和 5 年 3 月 31 日)	10,861 円
マージン率	令和 4 年度 (令和 4 年 4 月 1 日～令和 5 年 3 月 31 日)	24.6%

※このマージン率は、以下の計算式で算出されます。

$$\text{マージン率} = \frac{\text{派遣料金の平均額} - \text{派遣労働者の賃金の平均額}}{\text{派遣料金の平均額}} \times 100$$

(当該割合に小数点以下の一位未満があるときは、これを四捨五入する)

※マージン率にはは派遣労働者の社会保険料、有給休暇費用、健康診断費用、福利厚生費や教育訓練費なども含まれています。

## ◆教育訓練に関する事項

教育訓練計画に基づき、e ラーニングを中心に教育訓練を実施しています。

ビジネスマナー・コミュニケーションスキル・PC 研修・事務や販売及び製造業務に係る知識等の訓練を有給かつ無償で実施しています。

## ◆福利厚生に関する事項

各種保険(健康保険、厚生年金、雇用保険)、定期健康診断(年 1 回)、ストレスチェック(年 1 回)、休暇制度(有給休暇)、キャリアカウンセリング 【キャリアコンサルティング相談窓口: 0952-37-0566】

## ◆労働者派遣法第 30 条第 1 項の規定に基づく労使協定に関する事項

労使協定を締結しているか否かの別 : 締結済

労使協定の対象となる派遣労働者の範囲 : 全ての派遣労働者

労使協定の有効期間の終期 : 令和 6 年 3 月 31 日